P T A 等共済だより

2013年第7号 2013/8/30発行 (不定期発行) 文部科学省生涯学習政策局 社会教育課PTA等共済室 直通電話: 03-6734-2971 ール: pykyosai@mext.go.jp

■ 立入検査に向けて~立入検査前の自己点検のポイント~

共済事業開始から1年を迎えた団体は、6月末までに行政庁に業務報告書(事業報告書、貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)、財産目録、これらの附属明細書)を提出することとなっていました。業務報告書の提出を受けて、行政庁の立入検査が実施されることになります。今回は、共済団体として、立入検査にどのように臨むべきか、留意点は何かについてまとめてみました。立入検査では、PTA等共済法をはじめとする法令を遵守し、共済規程に従って業務を実施しているかどうかという観点から、各種帳簿等の確認やヒアリング等を行います。

立入検査前は、日頃の業務について再点検することが必要です。検査マニュアルを使い自己点検するのも有効です。

ポイント① 認可審査基準の適合・維持

共済事業を的確にかつ公正に遂行できることができる知識及び経験を有しかつ十分な社会的信用を有すること、財産的基礎を有すること、監事1人以上を置くこと、準備金の額1000万円以上であること等、認可の基準が維持できているかを確認します。

ポイント② PTA等共済法・施行規則等の遵守

- ・区分経理(法第10条)…共済会計と共済会計以外の会計を区分しているか。
- ・資産運用方法の制限(規則第12条、規則第23条)…預貯金、金銭信託、国債等運用方法が制限されています。
- ・他会計との資金運用(法第11条)…共済会計から共済会計以外の会計への資金運用はできません。
- ・準備金(法第13条、規則第24条)…定款で定める額に達するまで、毎事業年度の剰余金の1/5以上を積立てる必要があります。
- ・責任準備金の積立て(規則第25条、告示第175条)…当該年度における収入危険共済掛金(収入した純掛金総額)の50/1000を乗じた額以上を、当該年度における収入危険共済掛金(収入した純掛金総額)の2倍に達するまで積み立てなければならない。
- ・普通支払備金の積立て(規則第27条、告示第175条…年度末時点で共済金支払請求はあったが未払いの分、その未払いの支払のために必要な資金を積み立てておく必要があります。)
- ・IBNR備金 (既発生未報告支払備金) の積立て (規則第27条、告示第175条…初年度から3年度分は共済規程で規定する方法によって計算した金額を、その将来の支払に備えて積み立てる必要があります。)
- ・内部規則等の策定及び内部管理体制の整備に向けて取り組んでいるか。 (規則第16条)

ポイント③ 共済規程の遵守

共済契約は、共済期間が始まる前までに締結しているか。(遡及保険は無効)加入者名簿の提出や共済掛金の振り込みは所定の期間内に終わっているか。 共済金の支払は、支払請求書のあった日から所定の期間内に完了しているか。 共済契約書や支払請求書など個人情報の記載された書類の管理は適正か。

ポイント(4) 一般法人法等や定款の規定

行政庁に対して提出する報告は、規定どおり行われているか。 事務所への備付けが義務づけられている書類等は適正に保管されているか。



平成24年度立入検査の様子(文部科学省)

■ FAQ Q1:新公益法人制度に基づく移行を完了しました。情報公開はどのようにしたらよいですか。 A1:公益法人や一般法人については、定款、貸借対照表等の公告、事務所据え置き書類、行政庁への届け出書類が 決められています。(「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」参照。)

法人の透明性を確保する上で、これらの書類はもちろん、団体の概要、事業案内、諸規程など、できるだけ多くの情報を広く一般に公開することが重要です。ホームページを運営している団体などはホームページを活用した方法が有効ですが、ホームページを運営していない団体は、公益財団法人公益法人協会で運営している「一般法人・公益法人等情報公開共同サイト(有料)」を活用するなどの方法があります。

Q2:新公益法人制度では、ガバナンスに関する様々な事項が法律で定められていると聞きました。「ガバナンス」とは、どのような事でしょうか?

P

A1:「ガバナンス」とは、一般に法人内部が自ら行う統治やその仕組みのことです。 PTA等共済法施行規則第16条では、共済団体は、健全かつ適切な共済事業の運営を確保するための措置 に関する内部規則等を定めるとともに、十分な体制を整備しなければならないとしています。

理事、監事、及び従業者がそれぞれの役割を認識し、役割を果たし、共済事業の運営にあたっていくことが重要です。検査マニュアルにおいては、「内部管理」や「コンプライアンス」他の各項目において記載しています。内閣府においてもガバナンス強化に向けて様々な取り組みを実施しています。

■ おしらせ ・共済事業認可について検討中の団体の皆さま、社員総会や評議員会などで、共済事業認可を申請する 方向が決まりましたら、早めに県教育委員会の担当者とご相談ください。また、PTA等共済室にもご 一報ください。

次号の発行は、・理事会、団体内研修・勉強会への講師派遣も行っております。内容についてもオーダーメイドで参加 9月末予定。 される方に合わせたもので対応しております。認可済の団体だけではなく、これから検討する団体から の対応も行っております。特にこれからご検討の場合は、PTA等共済法のしくみを理解し、しっかり とした制度設計を行っていくことが必要です。予定がある場合は、お早めにご相談ください。

共済事業認可をご検討中、あるいは認可を受けてこれから本格的な業務を開始する団体の皆さま、教育委員会のご担当者様、ご相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室までご連絡ください。一緒に解決していきましょう!

■ 共済団体のご紹介 ★ 平成24年4月1日から事業を開始した先輩団体から



鹿児島県教育安全振興会事務局の皆さん

一般財団法人 鹿児島県教育安全振興会 (共済事業の認可日: 平成24年1月13日)

昭和48年6月、保護者を対象に会員相互扶助の精神のもと見舞金支給の措置を 図る県PTA安全互助会が創立されました。その後、平成5年7月に県PTA子ど も災害安全会も設立されました。これらの会の精神を引継いで平成18年3月に財 団法人鹿児島県教育安全振興会が設立され、平成24年1月13日共済事業の認可を 得て、2月27日を共済事業の開始日とし、共済契約業務を開始しました。また、 同年3月19日一般財団法人としての移行認可を得て4月1日に移行登記が完了しま した。県教育委員会をはじめ多くの皆様にご指導いただきました。心から感謝申 し上げます。

当会の特色は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の幼児、 児童生徒、教職員及び保護者等を対象にした諸事業を行っていること、特に、共

済事業では審査会を設置し、学校教育内外活動やPTA行事活動中の災害に対して当法人独自の補償を行っていることです。 2年目に入り、最大の課題は共済事業の内容と活用方法の理解と周知をどのように図るかということです。現在、「契約・加入 のしおり」、「会報」及び「共済事業手引書」等を発行してお願いしていますが、今後、共済事業の活用方法等について説明機会 の場をより多く設けるよう努力したいと考えております。試行錯誤の状態が続いておりますが、一般財団法人として適切な運営に 努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。(事務局長:今増)

☆ 平成25年4月1日からスタートした仲間から

一般財団法人 岐阜県高等学校安全振興会(共済事業の認可日:平成24年9月21日)

当会は、「岐阜県高等学校PTA安全互助会」が共済事業を行う任意団体として、昭和60年 11月に発足し、平成4年3月30日には「財団法人岐阜県高等学校安全振興会」として法人化され ました。保険業法の改正による動きの中で、平成24年9月21日にPTA・青少年団体共済法に 基づく共済事業の認可を受け、平成25年3月21日に岐阜県知事から一般財団法人として認可さ れ、平成25年4月1日付での移行完了の登記が7月3日に完了し、無事「一般財団法人岐阜県高 等学校安全振興会」としてスタートを切ることができました。

当会の共済掛金は、発足した昭和60年当初から全日制570円、定時制・通信制215円のままで すが、平成5年度以降生徒数の減少が続いておりそれに合わせて掛金収入もこの20年間で67.2% となっています。しかしながら掛金収入に対する給付総額の比率(掛金還付率)は正常な範囲



岐阜県高等学校安全振興会 事務局の皆さん

にあり、今後とも県内の子供達の安心と安全を支えるサポーターとして本事業を進めていきたいと考えています。当 会事務局は県立高等学校の一室を間借りする形で業務を行っています。事務局職員は常勤の事務局長1名と2名の非常 勤職員で、いずれも本年の4、7、8月に着任しました。主に高等学校PTA連合会と安全振興会の両組織を担当していま す。みなさまのご協力とご指導が欠かせません。よろしくお願いいたします。 (事務局長:水谷)

PTA等共済室の動き

8月5日、内閣官房TPP政府対策本部主催の業者団体向け説明会に、全国高等学校安全互助会連絡協議会細田 事務局長と参加いたしました。マレーシアから始まったTPP交渉について説明を受けました。

共済や保険は、交渉の21分野のうちの「金融サービス」に分類されています。「金融サービス」に関する個別 具体的な交渉経過についての話はありませんでした。 (第19回交渉会合は、8月22日からブルネイで開催)

■ 監督指針・検査マニュアル~ポイント解説 ~今回のテーマは、「業務の適切性①」~(監督指針P10~17)

- **◆コンプライアンス・・・**法に基づき実施される共済事業は、関係法令のみならず業務上の各種規程等も厳格に遵守し、健全かつ適切 な共済事業の運営に努めることが、PTA等の実施する共済事業の公共性を担保し、利用者からの信頼を確立するためには重要で す。コンプライアンスを共済事業の運営にあたっての重要課題の一つとして位置付け、コンプライアンスに関する規程を策定し、 役職員その他の共済契約の募集に従事する者に対して周知徹底される必要があります。
- **◆不祥事件等に対する監督上の対応…**共済団体において不祥事件等が発生した場合は、全ての理事に迅速に報告するとともに、原 因を究明し、再発防止に努める必要があります。また、刑罰法令に抵触している恐れのある事実については、警察等関係機関等へ の通報するなどが必要です。報告のルートを予め決めておくなどし、迅速な対応に備えましょう。
- ◆共**済契約の募集態勢…**共済契約者等の利益を害することがないよう、適正な共済契約の募集の態勢を確立する必要があります。 共済契約募集時には、パンフレットやチラシ等を使い重要な事項を説明する等が必要です。法や規則で規定された禁止事項にも十 分に注意する必要があります。これらを実践するには、共済事業の内容や関係法令に関する十分な教育が必要です。 研修や教育にあたっては、研修実施計画を作成するなどして、定期的で、かつ継続した取り組みが必要になります。
- **◆他人の生命の共済契約…**死亡に対して被共済者又は法定相続人以外を共済金受取人とする場合には、共済申込み時に 被共済者本人の同意が必要になります。
- **◆苦情等への対処…**利用者からの相談、苦情等に迅速かつ適切に対応し、利用者の理解と納得を得て解決を目指すこと は、利用者保護の観点から重要な活動の一つです。苦情相談窓口の設置や窓口での対応を記録・保管するなどの体制整備が必要で す。トラブルの再発防止や業務改善につなげていきましょう。事案によって理事会等に報告するようにしましょう。
- ■編集後記 東京にも自然豊かな地域はたくさん残っています。自宅の近所に宅地造成をしているところがあり ますが、かなり昔から野生のキジが生息しているようです。時々黒に赤の色鮮やかな姿を見せたり、遠くから 「ケン、ケーン」と鳴き声がします。つい最近も草むらの陰から2羽の子供のキジが顔を出していました。 地固めのために数年間放置されていた宅地も、来月から住宅建設が始まることとなり、このところのゲリラ豪雨で 伸びきった雑草がすっかり刈り取られていました。親鳥と子供のキジがどこかで立派に育ってくれることを祈りま す。道路に飛び出して怪我をしないように共済でもかけておきたいと思います。(PTA等共済室 吉谷)



見たことのない人の